

医療施設調査及び患者調査の変更に係る部会審議の際に出された意見に基づくメモ（案）

○ 統計調査のオンライン化の推進を図るための対応について

オンライン調査の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「統計データについては、オンライン調査の徹底に関し、その推進を図ること」とされています。

これを踏まえ、平成 26 年に実施される医療施設調査では、従前からの病院票に係る調査に加え、一般診療所票に係る調査においても一部地域を対象にオンライン調査を導入することとされ、また、患者調査でも、病院を対象とした調査にオンライン調査を新たに導入することとされています。

こうした医療施設調査及び患者調査におけるオンライン調査については、総務省（統計局）が中心となって運用している「政府統計共同利用システム」を利用して実施されると聞いております。

このため、オンライン調査の推進に当たっては、同システムについても、急激に変化している国民のオンライン利用の状況や関連技術等の動向を踏まえつつ、政府一体となって、より一層有用なものとなるよう、その改善に努める必要があります。今回の部会審議においても、答申には記載しておりませんが、審議協力者としてご出席の地方公共団体から、「統計調査のオンライン化を進めるに当たっては、経路機関における調査関係業務がオンライン上で簡単にできるようにし、当該業務の効率化につながるよう配慮していただきたい」との意見も出されました。

オンライン調査の実施には、報告者の負担軽減や利便性の向上、正確な統計の作成など多くの面で大きなメリットがあります。同システムは各府省が共同で利用する基盤であり、各府省がシステムに対応するための業務処理手順の見直しや工夫を検討いただくことはもちろんですが、同システムの改善も、オンライン調査の推進上、極めて重要であると考えます。

したがって、政府においては、同システムの改善をより一層推進する観点から、必要なリソースの確保、報告者・各府省からの改善要望等の更なる把握や共有などを行うことにより、政府一体となって改善の取組を行うことを、公的統計の整備について責任を担う統計委員会の一員として、期待します。

以上、報告します。

平成 26 年 3 月 24 日

白波瀬 佐和子